

# 自転車の違反に青切符導入！

～免許はなくてもドライバー～

令和8年4月1日から、自転車の交通反則通告制度が適用されます。知らない  
とあなたも罰則される可能性があります！

今回は、新しい自転車の交通ルールや正しい乗り方についての特集です。

## 今までと何が変わる？

16歳以上の自転車運転者が青切符の対象になり、違反すると反則金（3,000円～12,000円程度）を支払います。



自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。自転車の運転者（16歳以上）がした一定の違反が青切符（交通反則通告制度）の対象となります。例えば、「自転車も車道を左側通行」、「信号・一時停止を守る」等です。

## どうして対象に？

東京都内では自転車関連の交通事故が増加しており、全交通事故に占める自転車関連事故や、自転車と歩行者の事故件数も増加しています。さらに、交通ルールを守らない一部の自転車利用者への苦情等も多く寄せられています。

警視庁では交通違反をする自転車利用者に対する指導警告を強化するとともに、悪質性・危険性の高い違反については取締りを実施しています。

悪質な場合は、  
自動車免許停止処分  
になることも！



## 青切符とは？

「青切符」とは、交通反則通告制度のことです。交通反則通告制度とは、運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が終結されるという制度です。比較的軽微な交通違反に対して、青切符が交付されます。

2026年（令和8年）4月1日から、自転車にも交通反則通告制度が適用されます。

令和6年中に発生した自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側にも法令違反があります。自転車も車両の仲間と認識し、青切符の導入により、自転車の交通ルールの遵守を図ります。



詳しくは、右側 QR コードから警視庁ホームページをご覧ください。